

**【改正】（国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金の取崩額等）**

16-3-16 当該事業年度前の各事業年度においてその繰入額又は積立額を国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうちその繰入れをし、又は積立てをした事業年度において国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額を当該取崩し等に係る事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入する。

(注) 1 当該事業年度において適格合併、適格分割、適格現物出資又は適格現物分配により被合併法人等（被合併法人、分割法人、現物出資法人又は現物分配法人をいう。以下 16-3-16 において同じ。）から引継ぎを受けた引当金又は準備金の取崩し等による益金算入額がある場合には、当該益金算入額のうち当該被合併法人等においてその繰入れをし、又は積立てをした事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額に算入した金額に対応する部分の金額についても、同様とする。

2 本文の「当該事業年度前の各事業年度」並びに本文及び1の「その繰入れをし、又は積立てをした事業年度」は、その事業年度が連結事業年度に該当する場合には当該連結事業年度とする。この場合の「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」は、国外事業所等帰属所得に係る連結所得の金額とする。

**【解説】**

- 1 改正前の本通達では、内国法人のその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した引当金又は準備金の取崩額等のうち、その事業年度前の各事業年度における繰入れ又は積立ての段階で国外業務に係る損金の額として配分した金額に対応する部分の金額を、取崩し等を行ったその事業年度の国外所得金額の計算上益金の額に算入することを明らかにしていた。
- 2 平成27年度の税制改正により、内国法人の外国税額控除における国外所得金額は、「国外事業所等帰属所得に係る所得の金額」と「その他の国外源泉所得に係る所得の金額」との合計額とされるとともに、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額は、国外事業所等を通じて行う事業に係る益金の額からその事業に係る損金の額を控除して計算することとされた（令141の2、141の3①）。  
また、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上、益金の額又は損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、国外事業所等を通じて行う事業につき、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算に関する法人税に関する法令の規定に準じて計算した場合に益金の額となる金額又は損金の額となる金額とされている（令141の3②）。
- 3 上記2のことから、内国法人のその事業年度の所得の金額の計算上益金の額に算入した引当金又は準備金の取崩額等のうち、その事業年度前の各事業年度における繰入れ又は積立ての段階で国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上損金の額として配分した金額に対応する部分の金額を、取崩し等を行ったその事業年度の国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算上益金の額に算入することになる。

つまり、国外事業所等帰属所得に係る所得の金額の計算における引当金又は準備金の取崩額等の取扱いについては、平成 27 年度税制改正後も、改正前の国外所得金額の計算における取扱いと同様となる。

本通達では、このことを明らかにしている。

- 4 連結納税制度においても、同様の通達改正（連基通 19－3－16）を行っている。